

## 14. 2023年度入試情報開示について

群馬大学では、一般選抜の情報について、次のとおり開示し、提供します。

### ○開示する基本的情報

#### (1) 試験実施結果

- ① 志願者数・志願倍率……本学のホームページに掲載して提供します。

(願書受付期間中更新、2023年2月7日(火)確定値掲載)

- ② 受験者数  
③ 合格者数  
④ 追加合格者数  
⑤ 入学者数  
⑥ 入学辞退者数  
⑦ 入学者男女数  
⑧ 合格者平均点(共通テスト)  
⑨ 合格者平均点(総得点)

…本学のホームページに掲載して提供します。

(合格者平均点(共通テスト)、合格者平均点(総得点)については、受験者の個人に関する情報が特定されるおそれのある場合は、提供しません。)

#### (2) 各科目の出題意図等

共同教育学部	この募集要項の64ページを参照
情報学部	この募集要項の71ページを参照
医学部	この募集要項の81ページを参照
理工学部	この募集要項の86ページを参照

- (3) 個別学力検査等の試験問題及び解答例(実技、小論文及び面接は「評価のポイント」となります。)は、2023年10月頃までに、本学のホームページ(入試情報>過去の入試問題)に掲載して提供します。

### ○受験者からの請求に基づき開示する情報

#### (1) 開示する情報

- ① 大学入学共通テストの得点  
② 個別学力検査等の得点  
③ 得点分布(共同教育学部、情報学部、医学部保健学科、理工学部)又は評価(医学部医学科)

#### (2) 開示請求受付期間・請求時の送付書類

<入学者について>

入学後、教務システムにて案内します。

<入学者以外の者について>

2023年5月8日(月)から5月26日(金)郵送(必着)または窓口に書類を持参

※開示請求者は受験者本人に限ります。

#### (3) 請求時の送付書類

- ① 必要事項を記入した「入試情報開示請求書」(本要項60ページ)  
② 本学の受験票または大学入学共通テストの受験票、いずれかのコピー(A4サイズ)  
③ 返信用封筒(長形3号)に返送先の住所、氏名及び郵便番号を明記し、郵便切手404円分(今後、郵便料金の改定があった場合は、改定後の料金)を貼ったもの

#### (4) 開示方法

<入学者について>

入学後、教務システムにて案内します。

<入学者以外の者について>

2023年5月15日(月)から6月30日(金)の間に「入試情報開示通知書」を郵送します。

## (5) 成績開示請求書類の提出先

【郵送の場合】 〒371-8510 前橋市荒牧町4-2 群馬大学学務部学生受入課入学試験係

【持参の場合】 群馬大学荒牧キャンパス 学生センター⑦番窓口

(土曜日、日曜日及び休日を除く、8時30分から17時15分まで)

## ○閲覧によって開示する情報

## (1) 開示する情報

- ① 入学に関する規則・規程等
- ② 入試実施体制
- ③ 調査書（指導上参考となる事項及び備考欄を除きます。なお、事前に申し込みが必要なので、学生受入課へ問合せてください。）

## (2) 開示期間

2023年4月3日(月)から5月26日(金)まで（土曜日、日曜日及び休日を除く、8時30分から17時15分まで）

## (3) 開示方法

学務部学生受入課窓口において、閲覧により開示

## 15. 入学志願者の個人情報保護について

群馬大学では、提出された出願データ及び出願書類により取得した志願者の個人情報及び入学試験の実施により取得した受験者の個人情報について、「国立大学法人群馬大学保有個人情報管理規程」等に基づいて取扱い、次の目的以外には利用しません。

○入学者選抜に関する業務（統計処理などの付随する業務を含む。）

○入学手続完了者にあつては、入学者データとして入学後の就学指導業務、学生支援業務及び授業料徴収業務

○大学運営上の目的で行われる調査・研究に関する業務（入試の改善や志願動向の調査・分析、各種統計資料作成業務を含む。）

なお、当該個人情報を利用した調査・研究結果の発表に際しては個人が特定できないように処理します。

また、本学の上記業務にあたり、一部の業務を個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結した上で、外部の事業者に委託することがあります。

国立大学の一般選抜における合格者決定業務を円滑に行うため、本学の一般選抜志願者の学部、試験区分、合格状況、本学の受験番号及び大学入学共通テストの受験番号に限って、独立行政法人大学入試センター及び併願先の国公立大学に送達されます。

## 16. 入試過去問題の利用について

(1) 本学は「入試過去問題活用宣言」に参加しており、本学のアドミッション・ポリシーを実現するために必要と認める範囲で、「入試過去問題活用宣言」参加大学の入試過去問題を使用して出題することがあります。

(2) 入試過去問題を使用して出題する場合は、一部を改変することもあります。また、必ず使用するとは限りません。

(3) 入試過去問題を使用して出題した場合は、入試終了後に受験者に分かる形で使用過去問題を公表します。

(4) 「入試過去問題活用宣言」の詳細及び参加大学の一覧については、次のURLにて公表しております。

<https://www.nyushikakomon.jp/>